

# オランダ東インド会社の会計処理とその経営

－近世日本、中世イタリアとの比較から－

Netherlands East India Company's accounting practices and its management

A comparison of early modern Japan and medieval Italy

八重森 力

Tsutomu, Yaemori

## 【概要】

17世紀、複式簿記の大きな発展を遂げたオランダで、2世紀にわたって商業の中心をなした株式会社「オランダ東インド会社」の活動をとおして、経営と会計との関係性を探っていく。そこで、オランダ本社の会計実践に複式簿記が用いられていなかったという事実を確認する。『複式簿記の発展をみたオランダ』・『複式簿記を用いなかったオランダ東インド会社』・『2世紀にわたって活躍した株式会社の嚆矢オランダ東インド会社』、この相矛盾するキーワードは、オランダ東インド会社組織の特徴や東インド貿易の態様を検証するにしたがい連結していく。その際、オランダ東インド会社の特質をより鮮明にさせるため、同時代に活躍した日本の商家・三井家と14世紀後半、複式簿記の完成をみたイタリア・ダティーニ商会の会計実践を比較対象として取り上げる。

## 【キーワード】

複式簿記の発展をみたオランダ、複式簿記を用いなかったオランダ東インド会社、  
2世紀にわたって活躍した株式会社の嚆矢オランダ東インド会社

## 1 はじめに

16・17世紀、世界の海上覇権を握ったといわれるオランダ商業、その中心となったのが、2世紀にわたって東インド貿易を独占した株式会社、「オランダ東インド会社（VOC）」であることは、言を俟たないであろう。そのオランダ東インド会社が18世紀に没落した理由については、国内市場に乏しく中継貿易に特化したことの限界や同じく海洋国として発展したイギリスとの競争における敗退（第四次英蘭戦争）な

どの外的要因が指摘されている。しかしそのような外的要因ばかりが強調され、オランダ東インド会社自身が経営体として抱えていた問題については、これまであまり注目されてこなかった。

ここでは崩壊の本質、主原因が会社の状況を把握しない経営管理、会計システムの不備にあったという観点に立ち、当時すでに大きな発展を遂げていた簿記会計が、どのような形態をもち、どのように機能していたのかについて、その実務および問題点を明らかにし、会計におけ

る経営管理の視点からオランダ東インド会社崩壊の原因にアプローチしたい。その際、単に近代経済の価値判断のみならず、歴史的観点から評価するために、比較対象として、同時代に活躍していた日本の商家・三井家、さらにオランダ東インド会社設立の2世紀前に複式簿記の完成をみたイタリア・ダティーニ商会の会計実践を概観し、会計が経営に果たす役割を確認する。

## 2 オランダ東インド会社組織の特徴

### (1) カーメル制

周知のようにオランダ東インド会社では、既存の先駆会社の合併において完全な融合は図れなかった。合併の際、各地方グループの商業ブルジョア間の利害対立があり、強固な結束を許さなかった。とくにアムステルダムとゼーラントグループの対立は目立った。その結果、妥協的な割拠的システムとして、「カーメル制」がとられることになり、会社はアムステルダム・ゼーラント・ロッテルダム・デルフト・ホールン・エンクハイゼンを所在地とする部分企業「カーメル」の集合体組織となった。各カーメルは直属の資本を持ち、船舶を艀装し、使用人と船員を雇用し、輸入商品を独立に販売し、自らの責任で債務を負った。したがって株価はカーメルによって異なり、貨幣単位も報告の場合を除きゼーラントカーメルのみフルデン（ギルダー）ではなくフラムス・ポンドを用いた<sup>1</sup>。この「カーメル制」については「一定出資額の参加者をもつ六つの会社のパートナーシップ」・「東インド会社は一つの単位であって、数個の独立した単位の複合企業ではない」・「特殊の目的のために同盟した六自治体の連合組合」などいくつかの捉え方がある。いずれにしても統一された結束の固い組織ではな

かった。オランダ共和国それ自体が強力な中央政府をもたない連邦国家であったことを反映して「国家内の国家」とでもいべきその縮図として成立した。

### (2) 株式会社の起源

一般的な株式会社の識別指標として以下の形態的特質があげられる。①全社員の有限責任制、②会社機関の存在、③譲渡自由な等額株式制、④企業の継続性と確定資本金制である。形式的には無限責任である取締役出資の合名会社の域を出なかった先駆会社の包括的合併により誕生したオランダ東インド会社は、これらの特質を備えることにより株式会社へと転換を遂げた。まず特許状において機能資本家である取締役の有限責任制が規定され、取締役の名において出資していた有限責任の一般出資者と併せて全社員の有限責任制が確立され、「取締役会」と取締役 (Bewindhebber) の代表者からなる「17人重役会」 (Heren Zeventien) が会社機関として設けられ、1623年には監査機関の設置も認められた。また出資者持分の等額分割による証券化は未成熟であったが、その譲渡は自由であった。そして出資期間が10年と定められ東インドとの取引が恒常的になったことで、会社の当座性は完全に揚棄され、2世紀の永きにわたり存続し続けた<sup>2</sup>。

### (3) 会社機関 (取締役会・17人重役会・監査役会)

設立当初の取締役は先駆会社から天下りの指名され、原則終身制であった。その数は73人にのぼり、辞職や死亡などの自然減があっても、定款で定められた60人になるまで補充は行われなかった。60名を割り込んでからの任命方法は取締役が3名を指名し、当該都市の行政官がそのうち1名を選定した。資格は3,000フ

<sup>1</sup>大塚久雄 (1969) 『株式会社発生史論』 岩波書店 頁376。

<sup>2</sup>中野常男 (2002) 「株式会社と企業統治: その歴史的考察 - オランダ・イギリス東インド会社にみる会社機関の態様と機能」 神戸大学大学院経営学研究科 Business Research No.48。

ルデン（ギルダー）<sup>3</sup>以上の株主ということであったが取締役以外にもそれ以上の大株主は存在し、取締役の地位は身分的な色彩をもっていた。1681年にはこの任命方法は改新され、アムステルダムでは都市貴族と非都市貴族が半々に選ばれるようになったが、この制度がいつまでつづいたかは不明である<sup>4</sup>。取締役は分業編成が行われ、アムステルダムでは庶務係、船舶係、食糧係、商品係、会計係に分かれていた。取締役の職能は各カーメルの出資額に比例する船隊を艦装し、帰り荷を有利に販売することであった。第一次特許状に不正行為に対する監督規定がなかったことにもよるが、取締役は商船隊編成に際して、自ら必需品を高価格で会社に供給し、帰り荷の販売の際には自ら安値で優先的に買い入れ、高値で販売していた。また報酬として「艦装費用・積荷」「帰り荷」の1%を各カーメルの出資割合に応じて受け取った<sup>5</sup>。

会社の最高機関である「17人重役会」は、各カーメルの資本金額に応じて人数が決められ、特許状によってアムステルダム8人、ゼーラント4人、ロッテルダム、デルフト、ホールン、エンクハウゼン各1人、残り1名はアムステルダムを除く各カーメルから選ばれた。競争の回避を目的に、特許状規定で艦装の時期と目的地、各カーメルに割り当てる船舶権の決定、帰り荷の入札競売の決定、配当の決定などが定められていた。「17人重役会」には毎年、貸借対照表を

作成し会計帳簿を管理する担当、入札競売の監視と取締りを行う担当、東インドとの通信担当など各種の委員会が設けられ、オランダ東インド会社の経営管理機構の中核機関であった<sup>6</sup>。

上記のようにオランダ東インド会社を支配していた取締役の専制に対して一般出資者の強い反抗があった。当時の社会政治情勢を振り返るとそれははっきり認められる。16世紀後半、オランダ経済は毛織物マニュファクチャーの発達に基礎をおいた。その担い手は南ネーデルラントのフランドルよりスペイン軍によって追放され、北部ゼーラントに移住した毛織物工業の資本家たちであった。しかし北部7州が独立し政治的権力を握ったのはバルト海貿易や東インド貿易などを行ったアムステルダムの商業ブルジョアであり、彼らがホラント州を支配し、連邦議会を支配した。いわゆる「レヘント層」（Regent, オランダ語で執政者の意味）がそれである。アムステルダムの商業ブルジョアは国内に敵対勢力があった。一つはネーデルラント連邦共和国総司令官（いわゆる「オランダ総督」）のオラニエ公マウリッツを代表とする騎士（土地貴族・地主）層であり、もう一つは毛織物工業を中心とする産業資本家層（いわゆる「問屋主」や多くの職人を労働者として使う富裕な親方層）であった。商業ブルジョアと産業資本家層の対立は自由派・アルミニウス派とカルバン派という宗教的な関係を

<sup>3</sup>ギルダーはオランダの貨幣単位である。起源は1252年にフィレンツェで発行された3.62gの純金を含むフローリン金貨である。フローリンは14世紀には神聖ローマ帝国（ドイツ）にも広がり、同地でそのコピーが多量に発行され、高地ドイツ語で金（ゴルト）の複数形を意味する「グルデン」と呼ばれた。同じものは複数形変化の違いにより低地ドイツ語では「ゲルダー」となり、低地ドイツ語から派生したオランダ語で「ギルダー」となる。高地ドイツ語圏で発行されたグルデンがオランダに入った場合には、グルデンのオランダ語読み「フルデン」（Gはオランダ語ではHとなる）となるが、両者は同一のものである。ギルダーの補助単位はストゥイベルで、20ストゥイベルが1ギルダーであり、銀の増産が世界的に見られた16世紀になると、金と等価の銀によるギルダーも発行された。Chester Krause, *Standard Catalog of World Coins 1601-1700*, Krause, 2011 (5.ed.). しかしオランダ東インド会社内では、17世紀にはヨーロッパ市場の銀価格に合わせたオランダ本国のギルダーと、会社の主要市場である中国・日本の銀価格（中国の税制「一条鞭法」により一般にヨーロッパより銀価格が高い）に合わせた東インドのギルダーでは異なる銀含有量のものが発行され（銀の高値のため一般にヨーロッパに比べて低品質のギルダーになる）、これがオランダ東インド会社の統一的会計・監査を困難にする要因になった。

<sup>4</sup>科野孝蔵（1988）『オランダ東インド会社の歴史』同文館 頁29。

<sup>5</sup>大塚久雄（1969）『株式会社発生史論』岩波書店 頁352。

<sup>6</sup>中野常男（2002）「株式会社と企業統治：その歴史的考察－オランダ・イギリス東インド会社にみる会社機関の態様と機能」神戸大学大学院経営学研究科 Business Research No.48。

含んでいた。それはスペインとの戦いにおいても異なった姿勢を示した。カトリックのスペインに対するカルバン派の主戦論は独立戦争の軍司令官として統帥権を持つマウリッツの考えと一致し、マウリッツはアムステルダムにおいてクーデターを行い、一時カルバン派、産業資本家層支持の政権が誕生する。しかし数年後には自由派、商業ブルジョアジーが実権を握り、さらに東インド貿易からの利益によって騎士層や産業資本家層を抱え込み、専制的支配を強化していった。商業資本家門閥でもある取締役の専制に対して、産業資本家（毛織物工業資本家中心）の反抗は上述の1618年マウリッツによるクーデターでピークに達した。そして商業ブルジョアジーと産業資本家層の対立は、東インド会社内においても大商人が構成する取締役と産業資本家が優勢な一般出資者という対立関係で発生した。このような政治・社会的な状況の中で1622-23年の特許状の更新にあたって重要な規定変更が行われた。9人委員会の設置と主要出資者制の導入である。9人委員会は各カーメル代表の主要出資者から構成され、任期選任方法は取締役のそれと同じであった。職務として毎年各カーメルの決算を監査し、商船隊の積荷・艀装を検査し、17人重役会に出席して重要事項の諮問を受けた。主要出資者制は一般出資者の経営に対する意見を主要出資者の代表をとおして会社経営に反映させるというものであり、主要出資者の代表は一般出資者によって選出された。しかしこのような社員総会の萌芽とみられる民主的制度は「オランダ東インド会社」には定着しなかった。取締役に選出される資格を有し、選出を期待する主要出資者に、取締役の経営を批判的にチェックすることはできず、主要出資者は一般出資者から離れて取締役団と結びついていった。こうしてむしろ取締役

の専制が強化されていく<sup>7</sup>。

この二つの改革の他にも取締役の終身制が廃止され、任期は3年になり、退任後3年経過しなければ再任されなかった。欠員の補充は主要出資社代表から構成される「選挙委員会」が3人候補者を選出し連邦議会がそのうち1人を指名することになった。経営に関しても変更がみられ、取締役の積荷の自由販売が禁止され、報酬も帰り荷のみの1%となった。また規則的な配当が求められ蝸配当（分配可能な額に相当する利益がないにもかかわらず、粉飾決算などによって利益を水増しし、出資者に行う過大な配当）は禁止された。さらに10年ごとに一般的清算を励行すべき規定が設けられ、会計の公開が要求された。しかしこれらの規定は何一つ実行されなかった<sup>8</sup>。

#### (4) コーポレイトガバナンス

「コーポレイトガバナンス」とは、会社は、株主をはじめ顧客・従業員・地域社会等の立場を踏まえた上で、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うための仕組みを意味し、適切に実践されることで会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上が図られ、会社、投資家、ひいては経済全体の発展にも寄与するものである<sup>9</sup>。これは現在におけるコーポレイトガバナンスの一般的認識である。この認識が社会情況や市民意識が現在ほど成熟していない当時のヨーロッパにそのままあてはまるのか疑問ではあるが、少なくとも資本主義経済における企業の経営・存続にあたって欠くことのできない概念であることは間違いない。17世紀のオランダに誕生した株式会社において、コーポレイトガバナンスはいかなる形で行われていたのであろうか、会社機関の機能を確認することでそれを明らかにしたい。

<sup>7</sup>大塚久雄（1969）『株式会社発生史論』 岩波書店 頁400。

<sup>8</sup>中野常男（2002）「株式会社と企業統治：その歴史的考察－オランダ・イギリス東インド会社にみる会社機関の態様と機能」 神戸大学大学院経営学研究科 Business Research No.48。

<sup>9</sup>金融庁（2015）「コーポレイトガバナンスの策定に関する有識者会議」第9回資料。

### ① 取締役の専制経営

取締役の選任方法は一般出資者の意見を反映したものでなく、取締役の指名にもとづいて行われ、著しく民主的性格を欠いたものであった。選任方法の非民主的方法は専制的な経営へと繋がる。取締役の代表であり会社の最高意思決定機関である「17人重役会」は各カーメルを全社的な立場から統制できたのであろうか。ここで「17人重役会」の決議事項である配当政策をみる。

配当は1609年から規則的に行われたが、配当率は利益の高低と無関係で取締役の恣意的な決定によった。配当率は平均して高く、当初より蝟配当の傾向を示していた。1608年以前の配当は利益を原資とするものでなく、拿捕した船からの財貨の分配であった。配当率の恣意的決定によって取締役は株価の操作を行い、投機によって利潤を得、また一般の出資者の不満を抑制した。この恣意的決定は会社財政の非公開によって、会社が1799年にその幕を閉じるまで続けられた。競争の回避、利益の共有という前提に立ちながら、実態は重役会の多数を占めるアムステルダムの取締役が、その出資額の多さを背景に他のカーメルを専制的に支配する組織であったと言える。それは取締役の構成をみれば明らかである。先に述べたように、1622年の特許状更新時にみられた9人委員会の設置や主要出資者制の導入、取締役の報酬改定、定期的な会計の実施と公開など、これらすべてが機能せず取締役の専制的支配にのみこまれていった。取締役の専制はオランダ共和国の政治的組織における「都市商業ブルジョア」の専制的支配と相似的な機構を有していた<sup>10</sup>。

### ② 社員総会の欠如

特許状により一般出資者は配当請求権、一般的清算の際の持分請求権、会計の公開を要求す

る権利を有していた。一般的清算の際の持分請求権は株価の上昇と売買の自由によって確保されたが、配当請求権と会計の公開については、一般出資者は抗議する手段をもたなかった。主要出資者制の導入により社員総会（株主総会）の萌芽はみられたが、既述のように主要出資者は取締役の利害と結びつき、会社が幕を閉じるまで社員総会の誕生はなかった<sup>11</sup>。

## 3 東インド貿易の態様

### (1) 東インド進出の背景

1568年に始まるスペインとの戦争、すなわち「八十年戦争」（オランダ独立戦争）により、ポルトガルリスボン港への寄港を禁止されたオランダは、毛織物業と鯨輸出による経済的基盤を背景に、従来、ポルトガルからもたらされた東インドの胡椒や香辛料を、自ら調達するため東インドに進出することになる。ヨーロッパ市場における胡椒需要の増加がその進出原因であった。

### (2) 東インド貿易圏

まず初めに、オランダ東インド会社の東インドにおける貿易拠点となったバタビアとオランダ本国との航行、および商品の取引期間を確認したい。オランダ本国の経営の中核となった「17人重役会」は、9月の出船で仮注文書をバタビアへ送り、帰り荷の販売結果をみて本注文書を11月頃に発送した。注文書は翌年5、6月にバタビアへ届き、同年12月か翌年1月に商品はバタビアから発送され、8、9月にオランダ本国に到着する。仮注文書の発送から商品の到着まで、2年程かかったことになる。航路は「航海命令書」により、スコットランドの後方から大西洋を南下し、ベルデ岬諸島の南を経て南アメリカの海岸に近づき、休養地の喜望峰へ

<sup>10</sup>大塚久雄（1969）『株式会社発生史論』 岩波書店 頁387。

<sup>11</sup>同上 頁374。

到着し、ジャワ島とスマトラ島間のスダ海峡へ向かった。

特許状による貿易範囲は、喜望峰からマゼラン海峡までの範囲であったが、実際の取引範囲は喜望峰から北は日本、東はモルッカ諸島、南はジャワ島、西はペルシャであった。各地域は、支配的な中心地であったバタビアと主に交易を行い、海上輸送による交通網で結ばれていた。1596年に、初めてバンタムにオランダ船が寄港し、1600年に商館を設置している。1610年には、バタビアにも商館を設置した。バタビアは集合地となり、東インドの行政上、商業上、軍事上、ネットワークの要であった<sup>12</sup>。

東インドにおける会社の従業員は国内で賄いきれず、外国から募集した。会社存続期間中(1602~1795)の出国者延99万5千人、帰国者37万9千人であった。17世紀のオランダの人口が200万人程度であったことを考えると、その数のもつ意味が伝わってくる。東インド商館におけるヨーロッパ人従業員に占める軍人の割合は、7割を超え、会社の戦闘的性格がうかがえる。1687~88年の会社の在東インド職員数は2万1千9百人に上った<sup>13</sup>。

### (3) 商取引の実態

17世紀中頃の取引経路をみると、日本からの金・銀・銅の大部分は、インドへ運ばれ、インドから織物がモルッカ諸島へ送られ、香料がモルッカ諸島よりバタビアにもたらされた。生産の統制管理方法として「強制調達」と「割り当て」と呼ばれる方法が採られた。「強制調達」とは、会社と首長とが契約し、ある産物の全生産量を一定の価格で会社が買い取るというものである。「割り当て」は、一定数量を無料、ま

たは少額の支払いで、会社に供給させるもので、原住民からの一種の搾取であった。生産物が需要を充たさないときは、会社が命令・指導を行い、新製品を生産させた。

### (4) 東インド間貿易

東インド間貿易の利益は、東インド・ヨーロッパ間貿易の、利益の低下を補う役割を果たしていた。17世紀後半までは、対ヨーロッパ輸出の中心商品は香辛料であり、1650年までは、70%程度を占めていた。しかし18世紀近くになると、インド産綿織物の占める割合が上昇し、1740年頃には40%程度になり、同時代の香辛料輸出量の14%を大きく上回った<sup>14</sup>。18世紀、インド産綿織物は東インドとヨーロッパを結ぶ貿易、東インド間貿易において重要な商品となり、この商品の獲得は会社経営の盛衰を左右することになる。

18世紀後半、東インド間貿易は不振に陥った。その原因として、以下のことが挙げられる。18世紀の相次ぐ戦争による国家財政の逼迫は国内産業を疲弊させ、造船業を衰退させた。造船業の衰退は貿易規模の縮小につながった。もう一つの要因は、主要貿易商品である綿織物の支払手段であった銀の価格が東インドで下落したことである。銀価格の下落は綿織物の取引量の減少を生み、東インド間の取引総額の低下を招き、綿織物の貿易不振と密接に結び付いた。貴金属貿易の不振原因は、戦争という政治的要因と経済的要因が、相互に関連しながら生じたものであった<sup>15</sup>。

<sup>12</sup>科野孝蔵 (1988) 『オランダ東インド会社の歴史』 同文館 頁87。

<sup>13</sup>同上 頁80。

<sup>14</sup>福島邦久 (2012) 「18世紀におけるオランダ東インド会社とアジア経済—綿と貴金属の貿易を通して—」 大阪大学文学部西洋史学研究室 『パブリック・ヒストリー』 第9号 頁95-114。

<sup>15</sup>島田竜登 (2008) 「18世紀前半におけるオランダ東インド会社のアジア間貿易」 『西南学院大学経済学論集』 43巻1・2合. 併号 頁37-62。

## 4 オランダ東インド会社の会計処理

16・17世紀、オランダ社会における簿記の発展は、会計学校や簿記書の発刊が急増したこと、また銀行・国家運営に複式簿記が導入されたことでも確認できる。複式簿記は、17世紀当時のオランダ社会にしっかりと根をおろしていた。にもかかわらず、オランダ東インド会社においては、オランダ本国（本社）と東インド商館では異なった会計実践が展開され、オランダ本国においては、複式簿記による会計処理は行われていなかったのである。それを論証すべく、以下、オランダ本国と東インド商館の会計実践をそれぞれ分けて紹介する。なお、東インド商館の会計実践例として、ここでは史料状況の良い長崎商館の会計処理を取り上げる。

### （1）東インド商館（平戸・長崎商館）の会計システム

1619年以降、東インド商館はバタビア政庁の統一的支配下に置かれ、航海貿易も同政庁を中心とする総括的な会計管理システムの下に運営されることとなる。本国の「17人重役会」は初代インド総督ピーテル・ボートに対し訓令を行い、東インドの全商館に対して財産目録を作成させ、商館ごとにその収入と支出を記載した複式記帳による独立した帳簿を作成させ、その写しを毎年インド評議会に提出させることとした。さらに同評議会には全商館の帳簿副本を帰国する最寄りの船団に託して、オランダ本国へ送付すべき旨を指示した。この訓令に基づいて、駐在するオランダ人簿記係は会計帳簿を作成することとなった。

オランダ商館で作成された会計帳簿のうち、平戸および長崎商館の帳簿は、主要簿である「仕訳帳」・「総勘定元帳」をはじめ「商品売上明細書」・「各種の経費明細書等の補助簿類」が現存し、とくに主要簿については1620年以降1808年度までの分が現存している。日本以外の商館作成帳簿については、当時バタビア政庁の

オランダ本国向け報告文書の中に帳簿類の一部あるいは抜粋が現存するのみで、2世紀にも及ぶ期間、商館帳簿の全容をほぼ完璧な状態で示すものとしては、平戸および長崎商館作成の帳簿類が唯一である。

長崎のオランダ商館簿記は、その全期間にわたり基本的な記帳形態に変化はみられず、1635年にロンドンで出版されたりチャード・ダフォルネの簿記書『商人の鏡』に示された記帳例にほぼ等しいとされる。このダフォルネの簿記書は、彼がアムステルダム滞在中に習得した当時のオランダの簿記法を、故国イギリスの商人たちに普及するために出版したものである。出島商館で作成されていた会計帳簿は、複式簿記法によって処理されていた。

### （2）オランダ本国の会計システム —不備な会計制度—

S・ブラーケルによると、オランダ本国の本社には支出と収入、受取商品と販売商品に関する「現金出納帳」が記帳されたにすぎず、財政状態を示す貸借対照表は作成されず、年度末に東インドの事情とは無関係なバランス表が作られた。それには資本金の記載もなかった。また損益計算書が作成されず、積立金にも一言も触れていないことを指摘している。W・M・F・マンズフェルトも非常に欠陥の多いある種の貸借対照表をさして、各カーメルから提出された貸借対照表の集計にすぎなかったと述べている。

VOCの簿記（オランダ本国で採用された簿記）はハンザの簿記を踏襲し、現金ベースのシステムを構成した。以下ハンザ商人の商習慣を確認し、オランダの先駆会社が西北ドイツを中心とする商業組合「ハンザ」（Hansa）から引き継いだ会計システムの素地をみてみたい。13世紀、イングランド貿易において、ハンザ商人はイタリア商人に比べて大人数かつ個人単位で小資本の貿易を行っていた。イタリア商人は顧客が国王や有力貴族であり、奢侈品を扱っていたことで、貴族の大資本家になりやすく、投機

的傾向をもち、地中海貿易の特徴で権力者との関係が強く王室金融に手を染めた。ローマ教皇庁への送金業務を引き受け、また納税のために王室へ融資までするようになる。この状況の下でハンザ商人も金融業務に乗り出す。1339年にケルン、ドルトムント等の西方ドイツ都市の商人により、個々の小さな資本を合資した金融団体が結成された。イタリア商人との違いは、金融を営みながら商品取引中心主義を堅持したことである<sup>16</sup>。彼らは融資の代償として利息よりも輸出許可量の増加を望んだ。また一般市民に対しても少額融資を営んだ。王室への融資も行ったが、自発的に求めたのではなく、王室金融は14世紀中頃から漸次消滅する。

ハンザの共同企業は、家族企業の性格が強く、特定期間、特定目的のために設立される当座企業が多く、等額株式形態は知られておらず、出資者は不特定多数ではなかった。ハンザ商人は堅実であり、現金主義であったことはすでに述べたとおりである。

現金ベースのVOCの簿記は、輸入品の販売記録からもたらされる収入やアジアの商品を獲得するための支出の計算であった。同時に倉庫と造船所での在庫の動きと現金に関連した多数の補助記録をつけた。VOCの会計と近代的な会計慣習の最も明白な技術的な違いは、仕訳帳項目が借方、貸方に明確に分かれていなかったことである。また必要情報の有効性を認識していたにもかかわらず、VOCの記録文書保管所（本社）は、定期的な資本の増減を決定する純利益を計算することを考え示さなかった。VOCの会計システムは主に現金ベースであったけれども、一般的な元帳は債務者と債権者の取引を含み広範囲な会計であった。収入明細書は、VOCが東インドから持ち帰った商品の競売後に作られて、売上商品の送り状価格と販売価格両方を記載した。この情報は、会社の各売

上製品の粗利益あるいは損失を計上し、どの製品をどのくらいの量、本国がアジアから注文すべきか決めるのに役立った。売上総利益までの算出は行われていたのである。これから大雑把な費用総額が控除され、営業成績が示され、これをもとに配当が行われた。しかし投資家のための純利益を報告する財務報告書は作成されなかった。

オランダ本国の東インド会社では、合併する以前の貿易組合「カーメル」が出資母体であったことから、このカーメルが合併後も会計管理の単位となっていた。ここではその最大のものであったアムステルダムカーメルとゼーラントカーメルの状況表の記載内容を検討したい。膨大な会計帳簿からここで検討対象として選ぶのは1780年のものである<sup>17</sup>。その理由は、これがオランダ東インド会社の会計実践の最終形態にあたること、この時期に同社は決定的な経営難を迎えたこと、そして同年に勃発する第四次英蘭戦争の直前の史料であり、戦争という外的要因が加わる前の状況を示していることである。以下に掲げる史料の詳細をみていく。まず、アムステルダムカーメルのバランス表における記載内容であるが、資産（借方）として計上されているのは材木、薬品、武器、鉄鋼、石、薪、製粉機を用いて作った木材チップ、それらを保管する倉庫、オーステンブルフに所在する21軒の家屋敷、会社の宿泊施設、貸付金であり、記載項目の大部分は港湾関係の不動産や備品である。現金預金の記載はなく、流動資産は貸付金のみであり、もちろん繰延資産といったものの記載はない。負債（貸方）として計上されるのは社債支払いのために振り出した支払手形と各カーメルから預金として受け入れたものが借入金計上されている。負債の中で最も金額が大きいものは前受金であり、983万フルデン（ギルダー）にのぼる。次にゼーラントカーメルの状況表で

<sup>16</sup>高橋理 (2013) 『ハンザ「同盟」の歴史 中世ヨーロッパの都市と商業』 創元社 頁129。

<sup>17</sup>Nederland Den Haag Nationaal Archief VOC Inventaris nr.4596, Anno 1779-80, fol.13654.



あるが、借方項目は、アムステルダムカーメル同様に港湾関係の不動産がほとんどで、流動資産は貸付金のみである。貸方項目には借入金、支払手形、前受金が並んでいる。両カーメルとも利益の増殖を確認するための重要部分である資本金の記載はない。そして、最後に貸借の差額として（借方）>（貸方）の場合は黒字残高、（借方）<（貸方）の場合は赤字残高が示されている。貸借の差額としての残高は、損益を示すものではなく、単に貸借のバランスをとるための金額になっている。貸借対照表と呼ぶには、あまりにも雑駁なバランス表である。加えて、投資家のためのもう一つの財務報告書である損益計算書が作成されなかったことは複式簿記の実践がなされなかったことを意味している。言うまでもなく損益計算書は全ての利害関係者にとって、極めて重要な計算書類である。一会計期間における企業努力の結果である経営成績の発生原因を明らかにするのである。一会計期間に帰属する全ての収益とこれに対応する全ての費用を記載することによってその目的は達成される。損益計算書によって算出される利益は資本の増殖へと繋がり、貸借対照表と連結していく。貸借対照表と損益計算書は“会計”という車の両輪なのである。これらの機能を持たないオランダ本社の決算書は、後述する14世紀末のイタリア・ダティーニ商会のピランチオ、同時代18世紀の日本の三井家の決算報告記録とはあまりにも異なるものであった。上述のように、貸借対照表や損益計算書は企業の財政状態や経営成績を示すものであり、会社の健全性や将来性を表わす決算書である。財務の安全性や収益性は現金預金額や設備投資額の比較、利益額や売上額、総資本額等との関連で把握される。決算書は経営者にとっては経営計画立案に必須の手段である。しかし、このような発想はアムステルダムカーメルやゼーラントカーメルの状況表から伺い知ることはできない。

たしかにオランダ本国において、海外商館の決算書を受け取るのに相当の年月が必要であったし、商館によっては会計年度が異なっていた。また東インドで使用された通貨とオランダ本国で用いた通貨の違いや取扱商品の多様性は換算<sup>18</sup>を困難にした。さらに各カーメル間の財務的連携も密であったとは言えない。これらを考えると、年度毎の決算書の作成は容易ではなく、会社全体の財産管理や損益の把握はむずかかった。しかし取引のサイクル、つまり2年か3年に一度の経営状況の把握は可能であり、必要であった。オランダ本国から積送した商品が、如何に東インドで販売されたか、その結果をバタビアが正確に把握し本国に報告する。また、東インド間貿易全体の成果を把握するシステムの構築が営業実態把握のために不可欠であった。それは、上述のように毎年度決算でなくても、その決算が継続的に行われれば商品種類ごとの決算でも、航海ごとの決算であってもよかった。いずれにしても会社の活動状況を把握せずに経営は成り立たない。決算を行おうとしたかの意図の有無によらず、その根幹部分を見失っていたのが、オランダ東インド会社経営陣の限界であった。

<sup>18</sup>Jeffrey Robertson and Warwick Funnell 『Accounting by the First Public Company』 2014 頁162.



ネーデルラント連邦共和国東インド会社各カーメルの要約  
 アムステルダムカーメルの状況表

1780年5月31日  
 (単位：フルデン)

## (借方)

材木、鉄鋼、石、薪、保管の倉庫				
ローブ製造所 (住居兼倉庫)				
オーステンブルフ (Oostenburg) にある21件の家屋敷と大工が住んでいる家				
かってバタヴィアといわれたラーペンブルフ (Raapenburg) 通りの運河にある倉庫				
製粉機を用いて作った木材のチップ				
穀物を貯蔵する家屋敷				
ゼーラントのミッデルブルフ (Middelburg) にある地球館				
港町オーステンブルフにある造船所の倉庫群				
会社の宿泊施設 (滞在場所)				
Park B 通りのオーステンブルフの家屋敷				
オーステンブルフ通りのノールドサイデにある土地				
オーステンブルフのA通りにある家屋敷				
網作り職人の倉庫				
ラーペンブルフ通りと運河で避難所になっている新しい倉庫				
かって航海時の避難場所であったオーステンブルフにあるローマ教会といわれた土地の後にある家と倉庫				
運河に囲まれたオーステンブルフに密集する簡易宿泊施設の外側の空き地にある家屋敷				
ホラント州とウェストフリースラント州発行の証書料			1400	
倉庫の売れ残り商品：上記明細額			3336278	11
在庫の内訳として (所有者のない) 材木	1091339	19		
在庫の内訳として (所有者のない) 在庫商品	204361	2		
在庫の湿った品物	84916	18		
在庫の内訳として所有者のない倉庫	46406	4		
在庫の内訳として所有者のない武器小屋	12263	11	8	
在庫の薬品	12740			
在庫の (解読不明) 小屋	2685	14	1454713	8 8
貸付金	1441982	1	8	
	559188	4	2001170	5 8
会計係以外が受取った在庫			696560	9 8
カーメルの差引残高 (赤字)			9986911	14 8
			17477034	9

1717年10月5日 (1511) の決議により不動産の価格が状況表に個々に示されていない。



## ゼーラントの状況表

1780年5月31日  
(単位：フルデン)

(借方)				(貸方)			
倉庫のある家				社債金額の4分の1の支払手形	934527	10	
Loos Smiitsの木材倉庫				各カーメルからの預り金	23857	10	
ロープ製造所と付属物				借入金	602205	14	
倉庫のあるグローテンブルク				未払いの手形	52177	5	
(廃船)という名の家				インドで引き受けた裏書手形	312408	14	
ドックと名付けられた倉庫				前受金	65000		
在庫として倉庫にある売残り商品	1034714	6	8	残高	412622	15	4
造船所の在庫	338102	18					
商人等の在庫	112181	12					
武器小屋の在庫	9723	15	12				
この機関の貸付金			45692	15			
会計係管理の下での在庫			862384	1			
			2402799	8	4		
							2402799 8 4

(Nederland Den Haag Nationaal Archief VOC Inventaris nr,4596,Anno 1779-80,fol,13655 筆者邦訳)

## 5 日本の商家・三井家の会計実践

## (1) 和式複式決算簿記

江戸時代の決算形式には純資産を二面的に測定するものと、純利益を二面的に測定するものが既に存在していた。両者をあわせて複式決算と呼ばれ、近世中期以降の大商家で用いられていた。しかし複式簿記の形式的諸特徴（取引の複記、左右対称式勘定、貸借複記式の仕訳記入、計算の自己検証機能）をすべて備えているわけではなかったため、江戸時代の簿記技法が当時の西洋のものよりも形式的な一貫性の点で不足があったということは否めない。

わが国現存史料のうち複式決算が確認されている最古の例は1670年（寛文10）大坂の鴻池両替店の算用帳である。寛文（1661～1673）から元禄（1688～1704）のころに伊勢、近江・京

都・大坂など上方に本拠を置き、京都・江戸・大坂で活躍する商家の間に複式決算が普及したと考えられる。遠隔地商業や為替金融が発達し、三都と諸藩城下町との間に全国の商品流通が成立した。幕府による貨幣・度量衡の統一、大坂米市場の成立、城下町の町人街の形成、近世問屋制の成立、十人両替の形成はこの頃に生じた。また農工生産力において畿内が、特に手工業技術では圧倒的に京都が優位に立ち、人為的急造巨大消費都市、江戸を支えた。このような経済的背景のもとに、近世初期の特権的貿易商人に代わって台頭してきた新興商人が和式複式決算簿記濫觴の担い手となった<sup>19</sup>。

## (2) 大商家の組織と会計制度

新興商人の大商家は、本拠地から遠隔地に展開した各地の店舗を管理するための組織と、そ

<sup>19</sup>西川登（1993）『三井家勘定管見』白桃書房 頁16・17。

れを支える内部会計報告制度を開発した家産の管理機構としての「元方」を形成し、その経営は番頭経営として奉公人重役に委ねられ、元方が各店に投融資する階層的な組織構造をとっていた。企業形態としてみれば同族集団組合であり、管理形態からいえば事業部制組織の本社の機構であるといえよう。店舗不動産は元方から各店が賃借し、元方からの投融資については店に利息が発生した。このように階層的管理組織を有する商家では各店が決算報告書を元方に提出し、元方では事業体全体の決算を行い、奉公人重役が当主にその報告書を提出した。決算報告書には内部監査が行われた。また日々の取引記帳には内部牽制の工夫もみられた<sup>20</sup>。

大商家においては家産維持のために期末資本の算定が、また業績評価と利益分配のために期間損益の算定が重視された。収益・費用の見越・繰延計算は1670年頃には鴻池家や三井家で行われていた。また江戸時代の商家は種々のリザーブを設定している。家屋の火災損失や船舶の海難損失に備える自家保険リザーブ、貸倒リザーブが西川家、川喜田家、長谷川家、三井家でみられる。固定資産についても固定資産購入支出額を戻し入れて当期利益額を修正し、また貸借対照表に計上せずとその支出額も損益計算から除外するなど処理に工夫がみられる。しかし減価償却計算は行われていなかったようである。家屋敷は非償却資産と考えられ、産業革命を経ていない当時、更新の必要な設備資産はほとんどなかったのである<sup>21</sup>。そして1710年以前に、集合損益勘定と残高勘定が設けられ、損益計算と残高計算における純利益が一致する複式決算、和式複式決算簿記が完成していた<sup>22</sup>。

17・18世紀、オランダとは、政治経済情況が異なる日本において、かなり精密な内部管理のための簿記実践が行われていた。資本市場は未

発達で、厳密な納税の義務も課せられておらず、したがって株主も存在せず、会社組織もオランダやイギリスのそれとは大きく異なっている日本の商家で、家産管理のために複式簿記が用いられた。商家という家産会社組織を運営していくためには、複式簿記による会計処理は不可欠であった。

## 6 複式簿記の完成をみたイタリア・ダティーニ商会

### (1) 経営組織と簿記実践

中世イタリアのトスカナ地方を中心とする経営組織には、「中央集権化された組織」と「自立的な組織の結合体」が存在した。「中央集権化された組織」は、機動的に商業活動を展開できるが、重大な問題が組織全体に影響し、致命的となる危険性をはらんでいた。14世紀に活躍したフィレンツェ三大商社のペルッツィ、バルディ商会がこの組織形態であり、イングランド王への巨大な融資の焦げ付きが、イングランド拠点だけでなく組織全体の破綻を引き起こした<sup>23</sup>。「自立的な組織の結合体」の設立動機として挙げられるのは、課税対策と都市国家間の戦争が頻繁に行われる中で政治的摩擦を避けるためであった。各地の拠点が保有する資産や稼得した利益を全て本店の都市で把握されると、莫大な税が課せられてしまう可能性があった。また、都市国家間の戦時において敵地に支店を設けるよりは、敵地の自立的組織として活動した方が、無用な摩擦を避けることができた。プラートの商人フランチェスコ・ダティーニ(1335年頃～1410年)が築いたダティーニ商会の経営組織構成は、コンパニーアが8社、個人企業が2社であった。事業内容別にみると商業組織7社と工業組織2社、そして銀行1社

<sup>20</sup>同上 頁20。

<sup>21</sup>西川登(1993)『三井家勘定管見』白桃書房 頁28。

<sup>22</sup>同上 頁16・17。

<sup>23</sup>橋本寿哉『中世イタリア複式簿記生成史』白桃書房 2009 頁206。

であった。中央集権的ではあったが、それぞれの拠点が別組織であり、それまでとは異なる新しい管理法が求められた。

ダティーニ商会は、当時の、商社を取り巻く政治的環境に対応しながら、支配は中央の管理下に置きつつ、各拠点が自立的な存在として活動する今日の持株会社組織の原始的形態を生み出した。そして、15世紀のメディチ銀行にこの形態は受け継がれていくことになる。ダティーニ商会の簿記実践を概観する。独立採算制をとり、各拠点は一つの事業体として独自の会計帳簿をもち、他の拠点やプラトから独立して記帳事務を行い、記帳や締切り、利益計算を各拠点の会計係に委ねた。記帳方法も進展し、当初は上下連続形式であったが1380年以降左右対照形式が採用されていく。貸借対照表や損益計算書の整備も図られた。年度終了時に算出される利益額はいかなる理由で稼得されたのか、その過程が重要視された。1390年以降、期間利益が両表において示され、複式簿記の完成の姿が明らかにされている<sup>24</sup>。

## (2) 中世後期イタリアと近世日本の類似性

中世後期のイタリア商人と近世日本の大商家の間には、共通性を見出すことができる。

両者とも、同族またはパートナーシップ契約に基づいて設立された関係性（構成員）の強い組織であった。また各拠点が独立した会計単位で本業の他に金融部門を兼ね備えていた。組織規模をみると、ダティーニ商会は14世紀後半から15世紀にかけてヨーロッパ各地に12の拠点を築いた。三井家は1710年、京都、江戸、大坂、松坂に16の店を設け、最大規模の江戸本店においては、18世紀中頃以降250人以上の奉公人を抱えていた。同時期の京都、江戸、大坂の奉公人を合計すると1,000人を超えていた。両会社とも活躍した時代において経営管理が可能な適正規模な組織であった。多くの外国人従業員を

雇用し、当時東インドという未知なる世界に多数の商館を築きながら、中継貿易を経営の基礎においたオランダ東インド会社とその様相は大きく異なる。

## 7 むすび

16・17世紀世界経済の覇権を握ったといわれるオランダにおいて、政治経済に大きな影響を及ぼしたオランダ東インド会社は如何なる組織であったのか。一口に言えば、カーメル制に基づく取締役会による専制的な経営体であった。取締役の代表であり、会社の最高意思決定機関である「17人重役会」は各カーメルを全社的な立場から管理統制できなかった。いや、しなかったと言った方が適当である。アムステルダムカーメルの独占は、しばしばゼーラントカーメルとのいさかいを生んだ。取締役会の恣意的な配当政策に代表されるように、1622年の特許状更新時にみられた9人委員会の設置や主要出資者制の導入、社員総会の萌芽、定期的な会計の実施と公開などは、すべてが機能せず取締役の専制的運営に支配された。

オランダ東インド会社の貿易活動は、東インド間貿易を貿易システムの基本に据えた効率的な取引であった。三角貿易などによる東インド間貿易の利益は、東インド・ヨーロッパ間貿易の利益の低下を補う役割を果たしていた。18世紀近くになると取引商品の中心は香辛料からインド産綿織物に移り、この商品の獲得が会社の盛衰を左右することになる。1780年に始まった第四次英蘭戦争は会社の活動に決定的なダメージを与えた。また綿織物の支払手段であった銀の価値が東インドで下落したことで、東インド間貿易の取引総額は低下した。

東インド・ヨーロッパ間貿易と東インド間貿易の2種類の巧妙な取引形態は、効率的な貿易システムであったと同時に、遠距離で広範囲に

<sup>24</sup>橋本寿哉『中世イタリア複式簿記生成史』白桃書房 2009 頁250。

およぶ多様な商品を扱う貿易であり、経営実態の把握を困難にした。オランダ本国と海外商館における売買期間の長期化や各商館の異なる会計年度、当時の通信手段を考えると年度毎の決算書の作成は困難であった。しかし本国と東インド間の取引はもとより、東インド間貿易の実態を把握する会計システムの構築は不可欠であった。戦争や競争、国内産業などの外的要因のみでなく、経理における刷新がなされなかったことも、オランダ東インド会社の破綻の原因であったことを看過すべきではない。

ここで本論文の論旨の中核を為す、オランダ東インド会社の会計処理についてまとめてみる。ハンザの慣習を受け継いだ先駆会社の集合体であったオランダ本社の会計システムは、主に現金ベースであった。各カーメルはバランス表と呼ばれる報告書を作成したが、資本金の記載もなく、算出される貸借の差額は損益を表わすものではなかった。このバランス表は、東アジア貿易の実態を反映するものではなく、投資家のための会計報告書は会社終焉まで作成されなかった。しかし、このような会計実践を改革する動きはあった。1690年バタビアの総簿記係長であったダニール・ブラームスは、オランダ本国とバタビアの諸帳簿の組織づくりに取り組んだ。またアムステルダム市長で17人重役会の委員長でもあったヨハネス・フッデは、会計処理の改革案を17世紀の終わりに発表している。しかし両者の改革は実践に移されていない。会計制度の不備による経営管理は多額な借金を生み、経営破綻と繋がっていくのは現代の様相と同じである。アムステルダム銀行は、1732年以降、財務構成の悪化が進行しつつあったが、その最たるものは、東インド会社への貸付の焦付きであった。オランダ東インド会社は1736年以降損失が相次ぎ、社債を発行して赤字を埋める状況が続いていた。第四次英蘭戦争は、会社の財政にも大きな打撃を与え、銀行からの借入額は巨額に達し、アムステルダム市がこれを肩代りする状況であった。

同時代に活躍した日本の商家・三井家、14世紀のイタリア・ダティーニ商会の会計実践を東インド会社の比較対象として取り上げた。呉服店と両替店を中心に同一通貨で国内のみを商圈とする三井家や経営管理が可能な適正規模であったイタリア・ダティーニ商会と事業規模が空間的にも時間的にも圧倒的に膨大であった東インド会社を横に並べて、その会計実践を同じ物差しで比較することはできないが、経営陣の経営に対する姿勢や組織の有り様の違いは、会計実践をとおしてみることができる。経営管理の難易度の違いは明らかであるが、経営管理の困難さが増すほど適正な会計実践の必要性は高まるのである。株式会社という近代的形態を整えつつある企業と、同族又はパートナーで構成される会社では、事業組織や会社に対する社会的要請は異なる。しかし、営利を目的とした経済的合理性を追及する資本主義的企業であることに両者の違いはない。会計は経営の必須の手段であった。時代や場所を選ばず、資本主義的企業において、経営管理と会計システムは分けて語れない。会計のないところに、経営は存在しないのである。

貿易商品の構成変化への不適応、私貿易の横行、第四次英蘭戦争、取締役団の専制的・非民主的な会社運営、オランダ経済の疲弊など様々な要因がオランダ東インド会社崩壊の原因として挙げられる。しかし、諸々の要因は、会計システムの構築による経営管理が行われ、問題解決への経営計画が実行されれば会社崩壊へとは直結しない。

「2世紀にわたって会社が存続したことを理由に、崩壊原因は会計処理の不備ではなかった」とする論がある。会計の不備を指摘しつつも、永きにわたる会社存続ゆえに、会計と経営との有機的関係を認識していないのである。オランダ東インド会社が2世紀もの間、存続し得たのは、むしろ本社の経理の欠陥を補っていた東インド商館の複式簿記による会計実践があったからではないか。各商館の東インド貿易にお



ける果たした役割の重要性は、今さら言うまでもない。東インド各商館は分社化機能を持ち、分社化された東インド商館の各地域の特色を生かした経営が、オランダ東インド会社を200年にわたって存続させたのである。

言い換えると、18世紀後半、東インド商館が諸々の原因で不振に陥った時、本社によって、それを管理・統制・修正する会計システムが構築できていれば、会社崩壊は免れたのではないか。崩壊の主要原因をオランダ本社の放漫な会計実践に求める視点は妥当性をもってくる。経営破綻の本質的な要因はオランダ東インド会社の内部、すなわち、会社全体の状況を把握しない本社の会計システムの不備にあったと考えるべきである。

## 参考文献

- 1 大塚久雄 (1969) 『株式会社発生史論』 岩波書店。
- 2 科野孝蔵 (1988) 『オランダ東インド会社の歴史』 同文館。
- 3 科野孝蔵 (1993) 『栄光から崩壊へ』 同文館。
- 4 高橋理 (2013) 『ハンザ「同盟」の歴史 中世ヨーロッパの都市と商業』 創元社。
- 5 友岡賛 (2011) 『歴史にふれる会計学』 有斐閣アルマ。
- 6 永積昭 (2014) 『オランダ東インド会社』 講談社学術文庫。
- 7 西川登 (1993) 『三井家勘定管見』 白桃書房。
- 8 橋本武久 (2008) 『ネーデルランド簿記史論』 同文館。
- 9 橋本寿哉 (2009) 『中世イタリア複式簿記生成史』 白桃書房。
- 10 浜渦哲雄 (2001) 『世界最強の商社』 日本経済評論社。
- 11 三井文庫研究員 (2015) 『史料が語る三井の歩み』 三井文庫。
- 12 渡辺泉 (2008) 『歴史から学ぶ会計』 同文館。
- 13 A.C.リトルトン (1952) 『リトルトン会計発達史』 片野一郎訳 同文館。
- 14 イリス・オリーゴ (1997) 篠田綾子訳 『プラートの商人』 白水社。
- 15 ジェイコブ・ソール (2015) 『帳簿の世界史』 文藝春秋。
- 16 M・Vティールホフ (2005) 玉木俊明・山本大丙訳 『近世貿易の誕生』 知泉書館。
- 17 O.テン・ハーヴェ (1989) 『会計史』 税務経理協会。
- 18 トメ・ピレス (1966) 『東方諸国記』 岩波書店。
- 19 Jeffrey Robertson and Warwick Funnell (2014) 『Accounting by the First Public Company』 .
- 20 石坂昭雄 (1968) 「17・18世紀におけるアムステルダム中継市場の金融構造その系譜と継承」 『北海道大学 経済学研究』 頁75-168。
- 21 金融庁 (2015) 「コーポレイトガバナンスの策定に関する有識者会議」 第9回資料。
- 22 島田竜登 (2008) 「18世紀前半におけるオランダ東インド会社のアジア間貿易」 『西南学院大学経済学論集』 43 巻 1・2 合併号 頁37-62。
- 23 千葉準一 (2009) 「近世江戸期における経済思想と各商家の内部報告会計実践」 経済志林 / 法政大学経済学部学会 編 頁269-293。
- 24 中野常男 (2002) 「株式会社と企業統治：その歴史的考察－オランダ・イギリス東インド会社に見る会社機関の態様と機能」 神戸大学大学院経営学研究科 Business Research No.48。
- 25 福島邦久 (2012) 「18世紀におけるオラ

ンダ東インド会社とアジア経済—綿と貴金属の貿易を通して—」大阪大学文学部西洋史学研究室 『パブリック・ヒストリー』 第9号 頁94-114。

- 26 渡辺泉 (2009) 「16世紀アントワープにおける期間損益計算の生成」 大阪経大論集 頁7-14。
- 27 Nederland Den Haag Nationaal Archief VOC Inventaris nr,4596,Anno 1779-80,fol,13654.